

毎週火、金曜日発行(但休日に当る)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
昭和38年3月15日(金曜日)

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 技能労務職員の給与に関する規則等の一部を  
改正する規則

## 規 則

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する  
規則をここに公布する。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

技能労務職員の給与に関する規則等の

一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二

年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改  
正する。

第三条を次のように改める。

(職務の等級)

第三条 職員の職務の等級は、別表第二職務の等級の分  
類基準表に定めるところに従い決定する。

第三条の次に次の一条を加える。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第三条の二 新たに給料表の適用を受ける職員となつた  
者の号給は、別表第三に定める初任給基準表によるほ  
か、次項の規定による経験年数に基づき職員の給与に  
関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以  
下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例によ  
り決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の経験  
年数は、学歴免許等の資格取得後(初任給基準表の備  
考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものにつ  
いては、その就業に必要な免許等の資格を取得後)に

00103

00104

おける定数内の職員及び準職員として在職した年数と定数内の職員及び準職員以外の期間について別表第四経験年数換算表に定めるところに従い換算して得た年数とを合算した年数に調整年数を増減した年数とする。この場合において調整年数については、給与条例の適用を受ける者の例による。

3 職員の昇給及び昇格については、給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける者の例による。

第五条第一項を次のように改める。

特殊勤務手当は、職員が次の各号に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- 一 伝染病防疫作業
- 二 細菌検査業務
- 三 種痘牛馬取扱作業
- 四 特殊自動車運転作業

別表第一の三等級の項中

14,600	10,300
15,600	10,700
16,600	11,100
17,600	11,600
19,100	12,100
20,600	12,800
22,100	13,700
23,600	14,600
25,100	15,600
26,500	16,600
27,600	17,600
28,700	19,100
29,800	20,600
30,500	22,100
31,100	23,600
	25,100
	26,500
	27,600
	28,700
	29,800

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職務の等級の分類基準表

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
-------	--------------

一 等 級	ニハロイ 車庫長及び守衛長の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務 副守衛長の職のうち、相当高度の経験を有する職の占める職務 自動車整備士の職のうち、相当高度の経験を有する職の占める職務 自動車運転手の職のうち、昭和三十五年三月三十一日現在において吏員であつた者で、相当高度の経験を有する職の占める職務
二 等 級	ニハロイ 車庫長及び守衛長の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務 副守衛長の職のうち、相当高度の経験を有する職の占める職務 自動車整備士の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務 自動車運転手の職のうち、昭和三十五年三月三十一日現在において吏員であつた者で、相当の経験を有する職の占める職務
三 等 級	ハロイ 副守衛長、交換室長、技工長及び用務主任の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務 自動車整備士の職のうち、昭和三十五年三月三十一日現在において吏員であつた者の占める職務 自動車運転手の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務
四 等 級	職務の等級五等級欄に掲げる職のうち、相当の経験を有する職の占める職務
五 等 級	イ 技能職 運転手、守衛、交換手、技工、業手、道路手、ボイラー技工士、調理士及び昇降機手の職の占める職務 ロ 労務職 炊事夫、看護助手、用務員、寮母、検査助手及び販売員の職の占める職務

別表第三を次のように改める。

別表第三 初任給基準表

職務	職 種		初 任 給
	学 歴 免 許	学 校 卒	
技 能 職	高 校 卒	一〇、三〇〇円	八、六〇〇円
	中 学 卒	九、四〇〇円	
労 務 職	中 学 卒	八、六〇〇円	

備考 自動車整備士、運転手又はボイラー技工士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者に適用される学歴免許欄の区分は、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることがである。

別表第三の次に別表第四として次のように加える。

別表第四

経 験 年 数 換 算 表

区 分	換算率	再換算率	備 考
臨時的任用職員として本県に勤務した期間	十割	三分の二	
国家公務員、公共企業体、他の地方公共団体、事業団、公庫又は公団に勤務した期間	十割	三分の三	臨時の期間については、再換算率を三分の二とする。
民間企業に勤務した期間	八割	三分の三	"
学校又は講習所等の期間	十割	三分の二	定時制の学校又は講習所の在学期間については、同資格の他の全日制の学校の修業年限と定時制の学校又は講習所の修業年限との比を在学した期間に乗じて得た期間とする。
その他の期間	八割	三分の二	この場合の経験年数は、規定の修業年限を終った時から起算する。
	十割	三分の二	
	十割	三分の二	
	十割	三分の二	
	八割	三分の二	
	五割	三分の二	

備考 自動車整備士、運転手又はボイラー技士のうち、初任給基準表の備考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものについては、その就業に必要な免許等の資格の取得後における経歴については、この表の規定にかかわらず、職務の内容が同種とみなされる期間に三分の三を乗じて得た数を経験年数とする。

附則別表第二を次のように改める。

暫 定 手 当 定 額 表

等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	給料月額 円	暫定手当 円	給料月額 円	暫定手当 円	給料月額 円	暫定手当 円	給料月額 円	暫定手当 円	給料月額 円	暫定手当 円
1	22,700	770	47,600	580	10,300	330	9,400	320	8,600	300
2	24,100	810	18,700	630	10,700	340	9,600	320	9,000	310
3	25,500	850	19,800	670	11,100	360	9,900	330	9,400	320
4	26,900	910	21,000	720	11,600	380	10,300	330	9,900	330
5	29,800	1,000	23,600	810	12,100	400	10,700	340	10,300	330
6	31,200	1,060	24,800	860	12,800	420	11,100	360	10,700	340
7	32,600	1,110	26,000	910	13,700	430	11,600	380	11,100	360
8	35,600	1,220	29,700	1,000	14,600	480	12,100	400	11,600	380

9	37,100	1,270	29,900 30,900	1,080 1,060	15,600	510	12,800	420	12,100	400
10	38,400	1,310	31,200 32,300	1,100 1,140	16,600	550	13,700	450	12,800	420
11	39,500	1,350	33,500	1,180	17,600	580	14,600	480	13,700	450
12	40,400	1,390	34,300	1,210	18,600 19,100	630 630	15,500	510	14,600	480
13	41,300	1,430	35,100	1,240	19,700 20,600	670 670	16,400	550	15,500	510
14	42,000	1,460	35,800	1,270	20,800 22,100	720 770	17,600	580	16,400	550
15	42,700	1,480	36,500	1,290	22,200 23,600	810 810	18,600 19,100	630 630	17,300	580
16	43,400	1,510	37,200	1,310	24,300 25,100	860 860	19,700 20,600	670 670	18,200 18,300	620
17	44,100	1,540			25,400 26,500	910 950	20,800 22,100	720 770	19,100 19,300	650
18					27,600 28,400	980 1,010	23,200 24,300	810 860	19,700 20,900	680
19					28,700 29,100	1,010 1,040	25,100 25,400	860 910	20,900 21,400	730
20					29,800	1,070	26,500	950		760

21			30,500	1,100	28,700 29,200	1,080 1,000	21,900	780	
22			31,100	1,120	29,900 30,900	1,060 1,060			
23					31,000 31,900	1,060 1,100			
24					32,700	1,140			
25					33,500	1,180			
26					34,200	1,220			
27					34,900	1,260			

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表第一の三等級の項中「1 2 3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14」を「8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 17 18

19 20 20 21」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、別表第二の改正規定中昇降機手及び検査助手の規定は、昭和三十七年六月二十日から、別表第一の改正規定、別表第三の改正規定中備考欄以外の部分の規定、技能労務職員の給与に関する規則(以下「給与に関する規則」という。)の附則別

表第二の改正規定及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十三号)の附則別表第一の改正規定は昭和三十七年十月一日から、この規則による改正後給与に関する規則の第三条の二第一項及び同条第二項の規定、別表第三の改正規定中備考欄の規定並びに別表第四の改正規定は昭和三十八年一月十六日から、その他の改正規定は昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 (定価 一部月額二五〇円(送料共))